

消防予第558号  
令和7年12月23日

各都道府県消防防災主管部長 ] 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 ] 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準における標準規格の例の追加について（通知）

蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号。以下「7号告示」という。）第2各号及び第3各号に掲げるものと同等以上の措置が定められた標準規格の例については、「改正火災予防条例（例）の運用等について（通知）」（令和5年5月31日付け消防予第332号）により、示しているところです。

今般、7号告示の第2各号及び第3各号に掲げるものと同等以上の措置が定められた標準規格の例について、下記のとおり追加しますので、その取扱いに十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 7号告示第2各号に掲げるものと同等以上の出火防止措置が定められた標準規格

UL1973

〔※UL：Underwriters Laboratories。米国保険業者安全試験所。  
UL1973は、ULが策定する製品安全規格の一つ。〕

2 7号告示第3各号に掲げるものと同等以上の延焼防止措置が定められた標準規格

UL9540

### 3 その他

蓄電池設備における標準規格への適合性については、第三者試験機関等により確認されたもののほか、メーカーや輸入代理店等が自ら所定の方法により確認したものでも差し支えないこと。

消防庁予防課

担当：川合、谷川、中臺

電話：03-5253-7523

E-mail : yobouka-y@ml.soumu.go.jp